

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度第 3 回所沢市スポーツ推進審議会
開 催 日 時	平成 25 年 10 月 25 日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 10 分
開 催 場 所	市役所 6 0 4 会議室
出 席 者 の 氏 名	・新井喜代子 ・若山芳男 ・平井斉 ・新井 充 ・越阪部智代 ・梶原光子 ・仲吉秀洋 ・山田弘代 ・樋口竜也 ・渡邊久光
欠 席 者 の 氏 名	・吉永武史 ・徳島秀次 ・脇田 進
説明者の職・氏名	
議 題	（ 1 ）体育施設使用料の見直しについて （ 2 ）障害者の体育施設使用料減免の扱いについて
会 議 資 料	平成 25 年度第 3 回所沢市スポーツ推進審議会 次第 資料 1 他市体育施設使用料等状況一覧 資料 2 埼玉県内体育施設使用料の障害者減免状況 資料 3 所沢市の体育施設における障害者の利用状況
担 当 部 課 名	教育長 内藤隆行 教育総務部 部長 平野澄彦 次長 斉藤雅裕 スポーツ振興課 課長 内堀耕介、主幹 海老沢康子 主査 鈴木実 主査 海老澤容子 主査 内野信人 主査 高橋亘 主任 奥富こず恵 教育総務部 スポーツ振興課 電話 04(2998)9248

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	午前 10 時から、スポーツ振興課長により開会し、内藤教育長が挨拶をした。 本日の出席委員は、13 名のうち 10 名であるため、会議は成立する。 「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づき公開ということでお知らせしているため、了承願いたい。傍聴者に対しては、公開部分の会議資料を配布する。 また、以下 3 点を諮った。 会議の記録方式については要約方式、発言者及び答弁者の記載方式については発言者の委員名は委員とだけ記載、会議録の決定については会長の確認とすることではいかがか。
委員	（一同了承）
事務局	会議の議長は、条例第 5 条の規定により、会長が議長となる。議長に会議の進行をお願いする。
会長	傍聴者の確認をお願いする （傍聴者なし）
会長	議事 (1) 体育施設使用料の見直しについて 本議事（1）体育施設使用料の見直しについて、事務局より説明を。
事務局	所沢市の体育施設使用料の見直しについて、どの施設を対象とするか、改定額をどの程度とするか審議を依頼し、資料 1 他市体育施設使用料一覧を説明した。
会長	説明の中では、近隣 4 市におけるダイアプランの協定のことを考慮し、市民が利用しやすいようにとの考え方が示された。 使用料について、所沢市のテニスコートは他市と比較して料金が低く、見直したい。次に野球場とサッカー場については、他市と同水準であり、現状維持とするが、「滝の城址公園野球場」は他の市内野球場と比べて使用料が安いので見直したい。また、「市民体育館」は他市と比べて高い水準にあるため現状維持とする。事務局の考え方はこれでよいか。
事務局	そのとおりである。委員の方より意見や質問をお願いしたい。

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委 員	ダイアプランの協定はどの程度、市民に浸透しているのか。
事 務 局	体育施設におけるダイアプランの利用者数を報告させていただく。平成 24 年度の総合運動場は 3,607 名、北中運動場は 3,444 名、北野運動場は年間約 1 万人の利用があった。
教 育 長	補足であるが、老人憩いの家などの高齢者福祉施設も、市と市の境となる地域では、他市利用者が多いケースがある。例えば富岡では、狭山市民の利用が多い施設がある。 狭山市ではカラオケが 1 曲 100 円だが、所沢市は無料であるため他市利用者が多く、市民が利用しにくいとの意見も寄せられている。 施設を相互利用できるが、料金の差や使用の条件は異なるケースがある。 飯能市・入間市・狭山市・所沢市は、経済的にも地域的にも観光的にも共存し得るとして、様々な場面で協力している。環境対策や福祉・スポーツなど様々な場面で情報交換を行い、県へ要望書を提出するなど、協力して課題解決に取り組んでいる。 一般市民のダイアプランの浸透度を示すことは難しいが、効果は出ていると考える。
委 員	テニスコートの使用料 300 円は、いつから変わっていないのか。
事 務 局	昭和 53 年から変更していない。 滝の城址公園運動場にテニスコートが新設された年であり、そのあと北野・北中にテニスコートを整備した時も同じ料金設定とした。
会 長	35 年間変わっていないようであるがそのことについていかがか。
委 員	ランニングコストに対して受益者が何％負担することが妥当であるとの考え方はあるのか。テニスコートは受益者負担がどのくらいあるのか知りたい。 4 市での比較も必要だと考える。野球場は 1 試合する場合、最低でも 18 人必要になる。1 人 100 円ずつ支払うと 1,800 円になる。テニスだと 2～4 人と考えられるが、利用者の頭数で考えることも必要なのか、どのように考えて利用料金とすることがいいのか難しい。
事 務 局	利用料金をどのように設定することが一番いいのかとのご指摘であるが、ランニングコストに対して負担する割合を決めるやり方と、同じような近隣施設と比較検討するやり方の 2 つの方法が主流であると考え。

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	近年、費用対効果の着目が高く、利用者負担が妥当であるとの考え方もあるが、現在職員の人件費を除いたランニングコストで計算しても、実際の収入は 1、2 割程度しかない。相当な値上げをしないと費用負担での対応は難しい。 そのため、近隣施設との比較により決まっていく傾向にある。特に相互利用ができるダイアプラン 4 市では、各市が定めた使用料で利用するため、一方が安いとそこに利用者が集まり、市民が利用しにくい状況となる。 体育施設は市民料金と、ダイアプラン以外は倍の料金として設定している。今回はその状況を踏まえて他市体育施設使用料を会議資料としている。
事務局	所沢以外のダイアプラン 3 市の利用者状況について報告する。北野運動場は 9.3%、航空公園野球場は 0.1%、市全体の施設においては 3.5%となっている。 人件費を除いた費用と、収入との割合を報告する。スポーツ振興課の平成 24 年度の決算額は約 4 億 5 千万のうち、体育施設に関わる経費が約 4 億 2 千万である。総合運動場のテニスコートは費用に対する収入が 10.97%、野球場 9.89%、合わせると 10.63%である。北野総合運動場は全部で 16.25%である。また参考であるが、市民体育館は 51.25%である。 説明のとおり、だいたい 10%くらいしか利用料金収入はない。どのくらいが妥当であるか決めることが一番難しい。 様々な考え方があると思うが参考としていただきたい。
委員	ダイアプランでのテニスコートの施設利用者の割合は。また一番ダイアプランでの利用者が多い施設はどこか。
事務局	利用者が多い施設は、北野総合運動場であり 9.3%の利用がある。北野総合運動場は 12 面あるテニスコートの利用者が多い。また、総合運動場は 7.2%、狭山湖・北中運動場は 4%程度である。 北野総合運動場は全体で約 1 万人のダイアプラン利用者がおり、そのうち約 6,500 人が入間市民、約 3,000 人が狭山市民である。入間市のテニスコートは 600 円であり、所沢市のテニスコートは 300 円のため利用者が多いのではないかと推測される。
委員	スポーツ施設は市民に利用してもらうことが重要であり、近隣と差がありすぎるからだけでなく、根本的に見直す必要性についてもう少し考えたかどうか。値上げだけでなく、利用者のことも考えて審議する必要がある。
事務局	今回は、どの施設の利用料金の見直しが必要か考えていただきたい。その後、どのような考え方で料金設定するかご意見をいただきたい。

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委員	テニスコートについて、昭和 53 年に設定した後、35 年間も同じであり、見直すことが当然であると考える。 昭和 53 年から現在では貨幣価値の差がある中で、見直されなかったことに問題があるのではないかと。野球場やサッカー場はいつ設定されたのかわからないが、他市と比べてもテニスコートは安すぎるように感じる。 ダイアプランについては、個人的には入間市の健康福祉センターが所沢市からも近く、市民と同じ割安な料金で利用できるため利用している。議論からは外れるが、このような相互利用のことはもっと周知徹底を図り、有効活用していくべきだと考える。
会長	使用料を見直す施設についての意見は以上でよい。 使用料を見直す施設が決まったので引き続き、事務局より見直す料金について説明を。
事務局	資料 1 のテニスコート使用料について説明し、事務局では入間市を参考に 600 円以上の案を示した。
会長	事務局の案について、意見はあるか。
委員	いいと考える。すべての施設を見たことがあるが、確かに智光山公園テニスコートは施設が充実していて素晴らしいので比較はできない。 入間市民の利用が多いことを考えると、同じ料金で平等に利用できるのであれば妥当であると考える。
委員	智光山は平成 16 年の国体会場として整備した施設である。所沢市民体育館も同様に国体会場となっていたがやはり使用料金は高くなっている。国体のために整備した施設は高いなと感じた。 テニスコートについては 600 円以上が妥当であると考える。
委員	600 円はいいと考えるが、他市と比べて所沢だけグラウンドのコート状況の説明がないが、使用料に差はないのか。
事務局	所沢市でも場所によってコート状況は異なっているが、使用料金の差は現在ないため、今後も統一の使用料を考えている。 また、滝の城址公園野球場の利用料金 600 円を総合運動場の野球場と同様の 800 円にすることについても意見をお願いしたい。

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委 員	同等の施設であれば、同じ料金でいいと考える。あと、滝の城址公園の更衣室・シャワー室は無料なのか。総合運動場は有料 200 円と記載がある。
事 務 局	総合運動場の有料 200 円は駐車場の利用料金である。更衣室・シャワー室は滝の城址公園と同様に無料である。市民体育館だけは有料である。
委 員	野球場は何年に制定されたのか。
事 務 局	滝の城址公園野球場は、テニスコートと同じ平成元年に制定された。
会 長	シャワー室が無料なのはサービスが良すぎるのではないか。
事 務 局	総合運動場と市民体育館は隣接しており、市民体育館のシャワー室のみが有料となっている。
委 員	屋外体育施設は、市民体育館に比べると施設設備が十分でないため、差があっても仕方ないと思う。
事 務 局	今回、施設の値上げに合わせてシャワー利用料金等も見直すことは難しいが、今後の検討課題と考えている。
委 員	何年かおきに、体育施設の使用料の改正を検討することを考えた方がいいのではないか。
事 務 局	その他の審議会においてもその話が出ている。 経済状況や施設の維持管理状況により、今後の見直しの方向性についても答申でご回答いただければと考える。
委 員	料金の変更について、35 年間見直しがなかったことを説明すれば利用者からも理解を得られると思う。今後も数年おきに見直すことが必要であると思う。
会 長	使用料の見直し幅についての意見は以上でよい。事務局からはどうか。
事 務 局	次回の審議会において、最終的に料金の決定をお願いしたい。
会 長	(2)障害者の体育施設使用料減免の扱いについて 本議事（2）障害者の体育施設使用料減免について、事務局より説明を。

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事 務 局	資料 2 埼玉県内体育施設使用料の障害者減免状況、資料 3 体育施設の障害者の利用状況を説明した。
会 長	このことについて、意見はあるか。
委 員	所沢市を含め、障害者への減免が行われていない施設が多く、驚いた。遅れているのではないかと考える。 資料によると坂戸は無料や 50% の減免をしている。身障者の方にはリハビリも含めて、多くの施設を利用しやすいように対応してほしいと考える。
教 育 長	所沢市は障害者のための文化・スポーツの拠点として、松井公民館の敷地内に障害者を最優先とするサンアビリティーズがある。車椅子バスケットや知的障害児のスポーツや視覚障害者の卓球などが行われており、利用頻度も高い。 各地域の公民館や体育館における障害者の参加推進の観点からも、今回の審議会で委員の方よりご意見をいただきたいと考える。
委 員	サンアビリティーズは松井地区のみにあり、あまり遠くへ行きにくい身障者には近くの施設があれば一番いいと考える。 障害者は増えていると感じている。健常者と障害者が一緒にできるようなことを考えていくことが必要である。 30 万人市民がいる所沢市が率先して、減免について考えていただきたい。
教 育 長	新所沢に新しく福祉センターの建設を予定しており、現在設計中である。障害者の方が利用できるように福祉センターにも体育施設を整備する予定である。 拠点施設も大切だが、身近な日常圏内にある施設において、障害者の利用が推進されればと考える。
会 長	それでは、障害者への減免は導入を検討するとの方向性でよいか。
事 務 局	障害者の利用率や利用回数を今後調べて資料を作成し、次回の会議で更にご審議いただきたいと考える。
会 長	議事については以上である。事務局よりその他について何かあるか。
事 務 局	次回会議は、1 月か 2 月を予定している。 以上で議事は終了となった。副会長によるあいさつにより、閉会した。